

## 令和8年度 安田町地域おこし協力隊（地域福祉隊員）募集要項

安田町は、高知県東部に位置する人口約2,200人の町で、南北に細長い形をしており、北側は山間部、南側は太平洋に面し、町の中央を清流安田川が流れる自然豊かな町です。

安田川はダムのない清流として知られ、アユやアメゴ、ウナギなどの川魚が豊富です。特にアユは「清流めぐり利き鮎会」で2度のグランプリを受賞するなど、その味は全国屈指と言われており、釣り人が全国から訪れます。

また、安田川の豊かで清らかな水を活かしたナスやトマトなどの施設園芸、醸造業も町の主要な地場産業です。

他の地域と同様に、本町においても少子高齢化等による人口減少が著しく、高齢化率は48%を超えており、若者世代の移住・定住促進や子育て支援に取り組むとともに、高齢者や障害者などの在宅生活を支援するため、あつたかふれあいセンター事業を核として地域福祉の向上に取り組んでいます。

今回、地域外からの人材を受け入れ、新たな地域福祉の視点を基に「助け合い、支え合う、共生きの地域づくり」を進めるため、次のとおり地域おこし協力隊を募集します。

### 1. 募集人員

地域おこし協力隊（地域福祉隊員） 1名

### 2. 業務内容

#### （1）生活支援・見守り活動

- ・社会福祉協議会との連携による、あつたかふれあいセンター<sup>※1</sup>事業等の推進
- ・訪問活動や集いへの参加等による福祉ニーズの把握と支援

#### （2）居場所づくり・地域づくり・交流支援

- ・高齢者や障害者、子ども世代などが集える居場所づくり
- ・自治組織や集落活動センター等と連携した交流事業の促進
- ・災害時の地域活動<sup>※2</sup>等に関する学習活動の推進

#### （3）ネットワーク・仕組みづくり

- ・人材センターの仕組みづくり<sup>※3</sup>とボランティア人材の確保
- ・地域住民が互いに助け合い支え合える仕組みづくり

※1 子ども、高齢者、障害者など、誰もが集える地域福祉の拠点。100歳体操や脳トレ、レクリエーション、制作活動などを実施。

※2 災害時の地域住民による助け合いの活動（共助）。避難や情報共有、救助、生活支援等。

※3 草刈りや粗大ごみ運搬等、自分ではできない困りごとを依頼したい人と、地域ボランティアや働く機会が欲しい人とのマッチングを行う仕組み。

### 【定着までの活動イメージ】

#### ● 1年目

社会福祉協議会が実施する あつたかふれあいセンター事業や地域の集いへの参加、訪問活動等を通じて地域の福祉ニーズや地域資源を把握しながら、福祉課題の整理と支援を行う。

災害時の地域活動について、各地域での学習会（防災学習、避難訓練等）に向けて企画・準備を行い、学習会を開催する。

人材センターの仕組みづくりに向けて関係者との協議を実施し、制度の立ち上げに取り組むとともに、ボランティア人材の確保を行う。

#### ● 2年目・3年目

1年目の活動を継続しつつ、地域の中で住民が互いに助け合い支え合う仕組みづくりを行う。

#### ● 任期終了後

社会福祉協議会や福祉関係事業所等への就職

安田町内での起業（居場所運営、福祉カフェなど）

### 【求める人物像】

- ・人の話をじっくり聞ける方、相手の立場で考えられる方
- ・小さな地域の暮らしや人づきあいを楽しめる方
- ・福祉や地域づくりに関心のある方（資格、経験不問）

### 3. 募集条件

下記の全ての要件を満たす方。

- (1) 20歳以上の方
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）から安田町へ住民票を異動させて生活できる方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域に馴染む意思があり、町や社会福祉協議会、その他関係団体や住民とともに地域活性化に取り組む意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方
- (6) パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作ができる方
- (7) 協力隊期間終了後、安田町に定住する意思のある方
- (8) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

### 4. 勤務地

安田町内

（拠点地：安田町社会福祉協議会）

## 5. 勤務日数及び勤務時間

勤務日数：週 5 日勤務（土日祝日除く）

勤務時間：原則 8 時 30 分から 16 時 30 分（1 日 7 時間勤務）

※休日出勤及び時間外勤務がある場合があります。その場合、原則振替対応とします。

## 6. 雇用形態・期間

- (1) 会計年度任用職員として、安田町長が任用します。
- (2) 期間は、令和 8 年度の任命日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- (3) 活動に取り組む姿勢、成果等を考慮して年度単位で更新することとし、最長 3 年間まで公募によらない再度の任用を行うことができます。地域おこし協力隊として相応しくないと判断した場合は、活動期間中であってもその職を解くことがあります。

## 7. 給与等

- (1) 月額報酬：176,851 円～214,606 円
- (2) 期末手当：年間で上記月額の 2.525 ヶ月分
- (3) 勤勉手当：年間で上記月額の 2.125 ヶ月分
- (4) 通勤手当：通勤距離（2 km 以上）に応じて支給

※ (1) の月額報酬は、職歴等によって異なります。

※ (2) (3) の手当は、各基準日以前の在職日数が 6 ヶ月未満の場合、期間率によります。

※ 給与改定等により月額報酬及び期末勤勉手当支給率が変更となる場合があります。

## 8. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険（共済組合・厚生年金）及び雇用保険に加入します。
- (2) 労災保険は、労務災害保険又は町の公務災害補償により対応します。
- (3) 年次有給休暇等は、町の規定により任用期間に応じて付与されます。
- (4) 住居については町が用意します（家賃の個人負担なし）。  
本町までの交通費や引越しに関する経費、光熱水費等は個人負担となります。
- (5) 職務に従事する間は公用車の利用が可能です。  
日常生活の移動手段として自家用車は必要不可欠ですので、各自で用意していただくことをお勧めします。

## 9. 応募手続き

- (1) 申込み受付期間：令和 8 年 1 月 15 日～隨時
- (2) 提出書類（提出された書類は返却しません）
  - ア 申込書
  - イ 履歴書
  - ウ レポート（A4 用紙で書式自由、1000 字程度）  
テーマ「地域福祉隊員として活かしたい私の経験と強み」

## 10. 申込先

安田町役場町民生活課

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

TEL : 0887-38-6712 FAX : 0887-38-6780

## 11. 選考方法

### (1) 第1次選考

書類選考のうえ、随時結果を応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に次のとおり面接試験を行います。

面接日：日程調整後、随時実施

場 所：安田町役場等

内 容：個人面接

### (3) 最終選考結果の通知

第2次選考後、随時通知

※1：最終選考に合格した場合、安田町が地方公務員法第16条に規定する欠格事項の該当の有無を確認するため、本籍地の市町村長に照会することに意義がないことの同意書を提出いただきます。

※2：任用日が到来するまでは「採用」として扱われます。

※3：任用日までに着任いただけない場合は「採用」を取り消します。

※4：令和8年3月議会閉会までに最終選考に合格した場合、令和8年度予算案が令和8年3月議会で可決された場合において本採用が有効となります。成立状況等によっては採用されない場合もあります。

## 12. 任用日

令和8年4月1日

(令和8年4月2日以後の本採用の場合は、最終選考結果通知後、随時)

## 13. 問い合わせ先

安田町 役場町民生活課

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

TEL : 0887-38-6712 FAX : 0887-38-6780

E-mail : choumin@town.kochi-[yasuda.lg.jp](mailto:yasuda.lg.jp)